

規則公布第 1 号

宇和島地区広域事務組合個人情報に関する規則の全部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 13 日

宇和島地区広域事務組合
組合長 岡 原文 彰

規則第 1 号

宇和島地区広域事務組合個人情報に関する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 13 日

宇和島地区広域事務組合
組合長 岡 原文 彰

宇和島地区広域事務組合個人情報に関する規則

宇和島地区広域事務組合個人情報に関する規則（平成 23 年規則第 3 号）の全部を改正する。

（準用規定）

第 1 条 宇和島地区広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 1 号）で準用する宇和島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年宇和島市条例第 28 号）の施行に関し必要とされる事項は、宇和島市が定めるこれらの規則の規定による。

（読替規定）

第 2 条 前条の規定により準用する宇和島市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和 5 年宇和島市規則第 1 号）中「宇和島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 28 号。以下「条例」という。）」とあるのは「宇和島地区広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 1 号）で準用する宇和島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年宇和島市条例第 28 号。以下「条例」という。）」と、「宇和島市長」とあるのは「宇和島地区広域事務組合長」と読替える。

2 前条の規定により準用する宇和島市個人情報の保護に関する文書の様式を定める規則（令和 5 年宇和島市規則第 5 号）中「宇和島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 28 号。以下「条例」という。）」とあるのは「宇和島地区広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 1 号）で準用する宇和島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年宇

和島市条例第 28 号。以下「条例」という。)」と、「宇和島市長」とあるのは「宇和島地区広域事務組合長」と、「宇和島市」とあるのは「宇和島地区広域事務組合」と読替える。

3 前 2 項に定めるもののほか、技術的読替えが必要な場合は、組合長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。